

令和3年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会 議事録（概要版）

1 日 時

令和3年8月31日（火） 15時00分～16時00分

2 場 所

上川総合振興局 4階 展望会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大野剛志（旭川大学保健福祉学部学科長・教授）
副部会長 薄井タカ子（税理士法人薄井会計代表社員）
特別委員 富田秀彦（道北振興株式会社顧問）
特別委員 今野浩明（公益財団法人北海道対がん協会旭川がん検診センター事務長）
特別委員 富樫巖（旭川工業高等専門学校物質化学工学科名誉教授）
特別委員 佐々木清貴（元留萌市都市環境部長）
特別委員 遠藤孝夫（稚内北星学園大学情報メディア学部教授）

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 水口祐司
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主任 山田哲也
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主任 宮本真弥
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主事 佐藤佳那

4 傍聴者 0名

5 審議事項

プロショップホダカ旭川永山店（旭川市）の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) プロショップホダカ旭川永山店（旭川市）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(2) ツルハドラッグ旭川末広5条店（旭川市）の法第5条第1項（新設）の届出についての事務的説明

(3) 事務局から今後の審議案件についての連絡を行い、次回の開催日程は9月30日（木）を予定していることを報告した。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり。

(プロショップホダカ旭川永山店：法第5条第1項)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

(1) 本届出については、旭川市及び住民からの意見はない。

(2) 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条で述べられている、配慮事項のうち、夜間の音源ごとの最大値で、敷地境界において空調音、台車音、後進警報音、荷捌音、自動車走行音、搬入車走行音及びドア開閉音が、「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住宅壁際等で再計算した結果、基準の範囲内の予測となっている。

なお、それ以外の法第4条の指針に述べられている配慮は満たされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

(3) 上川総合振興局連絡調整会議における関係課の意見はない。

以上から、総合的に判断した結果、上記のとおりとするものである。